

議案第28号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
春日市紅葉ヶ丘東五丁目136番地 株式会社 重信	312,000円

2 事件の概要

令和5年7月10日午前6時45分頃、相手方株式会社重信所有の軽乗用自動車が、市内博多区月隈一丁目3番1号付近の県道を走行中、当該県道に設置されていた雨水マンホールの鉄製蓋の穴から雨水が噴出したため、当該雨水に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。